



鳥取県公報

平成 24 年 12 月 19 日(水)
号外第 1 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (823) (経営支援課) 2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (824) (水産課) 3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (825) (〃) 4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (826) (〃) 4

告 示

鳥取県告示第823号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成24年12月19日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する

改 正 後	改 正 前																				
<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年<u>0.175パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年<u>0.175パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年を超え8年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.225パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>8年を超え10年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.275パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>10年を超え11年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.325パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.175パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.175パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え8年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.275パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.325パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント	<p>1 略</p> <p>2 規則第3条第2項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>6年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年<u>0.2パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年<u>0.2パーセント</u></td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>6年を超え7年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.225パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.225パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>7年を超え9年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.275パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.275パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が<u>9年を超え10年以内</u>であるものに限る。）のうち市町村が年<u>0.325パーセント</u>の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.325パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.2パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.2パーセント</u>	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年を超え7年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え9年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.275パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント	規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.325パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.175パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.175パーセント</u>																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え8年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>8年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.275パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>10年を超え11年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.325パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																				
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.2パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.2パーセント</u>																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>6年を超え7年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.225パーセント																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>7年を超え9年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.275パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.275パーセント																				
規則別表第1号、第5号又は第8号に掲げる資金（償還期限が <u>9年を超え10年以内</u> であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.325パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年0.325パーセント																				

規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>11 年</u> を超え <u>13 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>10 年</u> を超え <u>12 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.375 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.375 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13 年</u> を超え <u>14 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.425 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12 年</u> を超え <u>13 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.425 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.425 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14 年</u> を超え <u>15 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.475 パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13 年</u> を超え <u>15 年</u> 以内であるものに限る。）のうち市町村が年 0.475 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.475 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.55 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年 0.55 パーセント</u>	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年 <u>0.6 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	<u>年 0.6 パーセント</u>

鳥取県告示第 824 号

平成 23 年鳥取県告示第 497 号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 12 月 19 日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和 44 年鳥取県規則第 61 号）第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成 24 年 12 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
1 略		1 略									
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率									
<table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55 パーセント</u> の割合</td> <td><u>年 0.55 パーセント</u></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55 パーセント</u> の割合	<u>年 0.55 パーセント</u>		<table border="1"> <tr> <td>利子補給率を上乗せする資金</td> <td>上乗せする率</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.60 パーセント</u> の割合</td> <td><u>年 0.60 パーセント</u></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.60 パーセント</u> の割合	<u>年 0.60 パーセント</u>	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.55 パーセント</u> の割合	<u>年 0.55 パーセント</u>										
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率										
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 <u>0.60 パーセント</u> の割合	<u>年 0.60 パーセント</u>										

で利子補給金を交付するもの

で利子補給金を交付するもの

鳥取県告示第825号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成24年12月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成24年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.1 <u>パーセント</u>	略	年1.2 <u>パーセント</u>	略

鳥取県告示第826号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成24年12月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成24年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第3号の資金	年1.1 <u>パーセント</u>	略	規則別表第3号の資金	年1.2 <u>パーセント</u>	略
規則別表第7号の資金	年1.725 <u>パーセント</u>	略	規則別表第7号の資金	年1.825 <u>パーセント</u>	略
そ の 他 の 資 金	年1.1 <u>パーセント</u>	略	そ の 他 の 資 金	年1.2 <u>パーセント</u>	略